

施設基準に関するご案内

当医院は以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生（支）局に届け出を行っています。

歯科初診料の注 1 に規定する基準（歯初診）第 4452 号

口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等十分な院内感染防止対策を講じていること。

感染症患者に対する歯科診療に対応する体制を確保していること。

歯科外来診療の院内感染防止対策に係る研修を 4 年に 1 回以上、定期的に受講している常勤の歯科医師が 1 名以上配置されていること。

当該保険医療機関の見やすい場所に、院内感染防止対策を実施している旨の院内掲示を行っていること。

年に 1 回、院内感染対策の実施状況等について、様式 2 の 7 により地方厚生（支）局長に報告していること。

歯科外来診療医療安全対策 1（外安全 1）第 2141 号

当医院には、医療安全対策に関する研修を受けた歯科医師及び医療安全管理者を配置、自動体外式除細動器（AED）を保有し、緊急時の対応及び医療安全について十分な体制を整備しています。

歯科外来診療感染対策 1（外感染 1）第 2141 号

当医院では、院内感染管理者を配置しており、院内感染防止対策について十分な体制を整備しています。

口腔管理体制強化加算（口管強）第 1620 号

当医院では口腔管理体制強化診療所の施設基準を満たした歯科医院として、届出済みです。

虫歯や歯周病などの予防に特化した診療を提供し、患者さまのお口の健康を長期的にサポートいたします。

当医院の取り組みについて

- ・ PMTC やフッ素塗布が保険適用で受診いただけます。
- ・ 歯科疾患の重症化予防に資する継続管理に関する研修、高齢者の心身の特性及び緊急時対応等の適切な研修を修了した歯科医師が在籍しております。
- ・ 緊急時に対応できるよう、連携保険医療機関と連携しております。
- ・ 安心で安全な歯科医療環境の提供を行うために、以下の装置・器具を備えています。

- ① 自動体外式除細動器（AED）
- ② 経皮的酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）
- ③ 酸素（人工呼吸・酸素吸入用のもの）
- ④ 血圧計
- ⑤ 歯科用吸引装置

（歯訪診）第 4604 号

（口腔粘膜）第 1064 号

（歯CAD）第 979 号

（手光機）第 1020 号

（補管）第 4050 号